

伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務 企画提案公募（プロポーザル）実施要領

1 趣 旨

伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業の実施にあたっては、愛媛県産かんきつ及び加工食品の魅力を最大限発信するため、最も企画力、情報発信力、経済性等に優れた事業者には業務を委託することとし、事業者の選定にあたっては、企画提案を広く募集し、総合的な審査により、受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 委託業務の内容等

(1) 委託業務の内容

別紙「伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務仕様書」のとおり。

(2) 契約期間

契約締結の日から、平成30年1月31日（水）まで

(3) 予算上限額

5,664,000円

3 企画提案者の資格・条件

(1) 単独で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ①知事の審査を受け、平成29・30・31年度における愛媛県の製造の請負等に係る競争入札参加資格を有すると認められた者であること。
- ②地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ③企画提案書の受付期間中において、愛媛県から競争入札の参加資格停止を受けていないこと。
- ④企画提案書の受付期間中において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て、及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。

(2) 共同企業体で参加しようとする者は、以下の資格要件を満たしていること。

- ①代表者は、前記（1）の①から④の資格要件を全て満たしていること。
- ②構成員は、前記（1）の③から④までの資格要件を全て満たしていること。

4 提出書類及び留意事項等

(1) 企画提案の参加申込

- ①参加申込書（様式1）
- ②誓約書（様式2）
- ③委託業務共同企業体に関する書類（様式3、3-1、3-2）
 - ・委託業務共同企業体として参加する場合は提出すること。
- ④協力を得る予定の業務内容および事業者
 - ・業務実施にあたり他の者の協力を得る予定の場合は、その業務内容及び協力事業者について、企画提案書とは別に参考様式1に記載すること。

⑤経歴書

- ・委託業務の責任者に予定している人物の氏名及び過去の実績について、企画提案書とは別に参考様式2に記載すること。

⑥参考資料

- ・応募者の概要がわかる資料を提出すること（既存資料で可）。

(2) 企画提案書の提出

①企画提案書（様式4）

- ・企画提案書の構成は自由であるが、提出にあたっては、別紙「仕様書」を十分に理解したうえで、県産かんきつをはじめとする愛媛県産品の魅力を強くアピールできる企画内容とすること。
- ・企画提案書は、A4版を基本とし、A3版見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で10ページ以内とすること。
- ・受託した場合の実施組織の体制図及び他の組織との連携方法について記載すること。
- ・委託業務のスケジュール表を作成すること。
- ・当該事業の実施にあたり、工夫すべき事項や不足する事項、提案者において独自かつ、有意義な方策等があれば提案すること。

②業務実績表

- ・国もしくは他県の自治体での同様な業務又は、愛媛県もしくは県が出資する法人等の業務を受注し、完了した実績がある場合は、様式4-1を提出すること。

③見積書

- ・企画提案書に含め、積算内容及び提案内容に必要な一切の経費を業務ごとに見積ること。
- ・見積りの金額は、いずれも消費税及び地方消費税を含む金額とすること。
- ・見積りの内訳については、資料提供を求めることがあるので、その際は遅滞なく提出すること。

(3) 提出部数

提出部数は、企画提案書のみ5部、その他は各1部とする。

(4) 留意事項等

- ・企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
- ・虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
- ・企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
- ・提出された企画提案書は返却しないが、他には使用しない。
- ・企画提案書の作成及び提出等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。

5 企画提案書等の提出方法

(1) 提出方法

- ・持参又は郵送等により提出すること。電送による提出は受け付けない。
- ・持参による提出の受付時間は、執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までをいう。以下同じ）とし、(2)の書類提出先まで届けるものと

する。

- ・郵送等による提出の場合は、期限の日の午後5時15分までの執務時間中に必着とする。

(2) 書類提出先

えひめ愛フード推進機構事務局

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2（県庁第一別館7階）

愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課流通戦略グループ内

TEL 089-912-2569 FAX 089-912-2561

(3) 提出期限

企画提案の参加申込（上記4（1）の書類）・・・平成29年7月21日（金）

企画提案書等（上記4（2）の書類）・・・・・・・・平成29年7月28日（金）

6 審査

提出された企画提案をもとに、「伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務選定委員会」において、書面審査を実施する。

書面審査にあたっては、別紙「伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務企画提案公募（プロポーザル）審査基準」により、最も優れた提案を行ったと認められる者を業務予定者として選定する。

なお、上記2（3）の予算上限額を超えた場合は、審査の対象とならない。

7 審査結果の通知

審査結果は、8月上旬に、企画提案書を提出した者に対して書面により通知する。

8 契約

(1) 契約の締結

選定委員会の審査の結果、最も優れた提案として評価した業務予定者と、提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整えば契約する。その際、企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

また、業務予定者と協議が整わない場合にあつては、次点として評価した提案者と協議のうえ、契約を締結することがある。

(2) 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に準じることとする。

(3) 契約保証金

契約保証金は免除する。

9 公正なプロポーザルの確保

(1) プロポーザル参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

(2) プロポーザル参加者は、競争を制限する目的で他のプロポーザル参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなけれ

ばならない。

- (3) プロポーザル参加者は、業務予定者の選定前に、他のプロポーザル参加者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- (4) プロポーザル参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、プロポーザルを公正に執行することができないと認められるときは、当該プロポーザル参加者をプロポーザルに参加させず、又はプロポーザルの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

10 その他

- (1) 本要項に定められた事項に違反した場合、不正な行為が行われた場合は失格とする。
- (2) 業務内容や契約手続き等に関する質疑は、全てEメール又はFAXで受付ける。

11 問い合わせ先

えひめ愛フード推進機構事務局

愛媛県農林水産部農政企画局ブランド戦略課内（担当：流通戦略グループ 清水）

所在地：〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2

電話：089-912-2569 FAX：089-912-2561

様式1

参加申込書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会長 中村時広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電話・FAX

印

平成29年7月18日付けで公募のありました、伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務にかかる企画提案に参加を希望します。

(企業概要を添付のこと)

商号または名称や住所、代表者、設立年月日、資本金、年間売上高、従業員数、主な業務内容等についてA4版2頁程度にまとめたもの。

支社、営業所にあつては、営業歴を記載すること。

誓 約 書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構

会 長 中 村 時 広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電話・F A X

印

下記の参加者の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 地方自治法施行令第 167 条の 4 (一般競争入札参加者の資格)の規定に該当していません。
- 2 現在、愛媛県からの入札参加資格停止期間中ではありません。
- 3 現在、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立ておよび破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしていません。

- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員がそれぞれ作成
- ※ 共同企業体の場合は、構成員全員で様式 3 も作成

委託業務共同企業体参加資格者誓約書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構

会 長 中 村 時 広 様

共同企業体の名称

構成員 住 所
(代表者)

商号または名称

代 表 者

印

構成員 住 所

商号または名称

代 表 者

印

(以下、構成員列記)

このたび、伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務に係る共同提案に参加するため、委託業務共同企業体を結成しました。

伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務について、解散日までの間、別紙委任事項の権限を当共同企業体代表者に委任します。

使用印は別紙のとおりです。

なお、受託に際しては、連帯して行うものとし、委託業務共同企業体協定書および指定の添付書類を提出します。

これらの事項は、事実と相違ないことを誓約します。

委 任 事 項

- 1 伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務に関し、当共同企業体を代表して委託者であるえひめ愛フード推進機構と折衝する権限
- 2 入札および見積りに関する一切の権限
- 3 委託業務代金および前払金の請求・受領に関する一切の権限
- 4 その他業務に関し、諸届・諸報告の提出に関する一切の権限

使 用 印

様式 3-2 (例示)

委託業務共同企業体協定書

(目的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- (1) えひめ愛フード推進機構発注に係る、伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務(当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「委託業務」という。)の受託
- (2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当共同企業体は、伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務共同企業体(以下「共同企業体」という。)と称する。

(事務所の住所)

第3条 共同企業体は、事務所を愛媛県 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同企業体は、年 月 日に成立し、第1条に規定する委託業務の契約の履行後3箇月を経過するまでの間は解散することができない。

2 共同企業体は、第1条に規定する委託業務を受託することができなかつたときは、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託業務が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所
商号または名称
代 表 者

住 所
商号または名称
代 表 者

(以下構成員を列記)

(代表者の氏名)

第6条 共同企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同企業体の代表者は、第1条に規定する委託業務の履行に関し、共同企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託料(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び共同企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は次のとおりとする。

ただし、当該委託業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

商号または名称	%
商号または名称	%
(以下構成員を列記)	%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌のうえ構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 共同企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第1条に規定する委託業務に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、業務の完遂にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、第1条に規定する委託業務の委託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引をするものとする。

(決算)

第12条 共同企業体は、第1条に規定する委託業務の完了後当該業務について決算するものとする。

(利益金の配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の禁止)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできないものとする。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、共同企業体が第1条に規定する委託業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して第1条に規定する委託業務を完成する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する割合に加えた割合とする。

- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。
ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じても、脱退構成員への利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

- 第 16 条の 2 共同企業体は、構成員のいずれかが、第 1 条に規定する委託業務において重要な義務の不履行、その他の除名にし得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。
- 2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。
 - 3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(業務途中における構成員の破産または解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが第 1 条に規定する委託業務の途中において破産または解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までの規定を準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退しもしくは除名された場合または代表者として責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員および発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第 19 条 共同企業体が解散した後においても、第 1 条に規定する委託業務につき、かしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、別途定めるものとする。

外 社は、上記のとおり、伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務共同企業体を結成したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名押印のうえ、発注者に提出するほか、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

住 所
商号または名称
代 表 者 印

住 所
商号または名称
代 表 者 印
(以下構成員を列記)

企画提案書の提出書

平成 年 月 日

えひめ愛フード推進機構
会 長 中 村 時 広 様

住 所
商号または名称
代 表 者
電話・FAX
印

平成 29 年 7 月 18 日付けで公募のありました、伊勢丹マレーシア「愛媛フェア」開催事業委託業務にかかる企画提案書を下記のとおり提出します。

記

○ 提出書類

- | | |
|--------|-----|
| ・企画提案書 | 5 部 |
| ・業務実績表 | 1 部 |
| ・見積書 | 1 部 |

業 務 実 績 表

業 務 名	委託者名	契約金額 (単位：百万円)	実施年度	業 務 概 要

- ※ 貴社における、国もしくは他県の自治体での同様なPR業務又は、愛媛県もしくは県が出資する法人等の業務の受注実績について記入して下さい。
- ※ 業務実績については、委託契約書の写しを添付して下さい。
- ※ 記入欄が不足する場合は、適宜追加して下さい。
- ※ 共同企業体の場合は、受託者名を業務名称の下に()内書きするか、構成員ごとに作成して下さい。

(参考様式1)

協力を得る予定の業務内容および事業者

協力を得る業務内容	予定事業者
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先
	商号または名称 代 表 者 住 所 連 絡 先

(参考様式2)

経 歴 書

(委託業務の責任者)

氏名	(年齢)	所 属	これまでの主な業務実績
在職期間	勤 務 先	役 職 等	